

(別表)

記録の保存期間

	事件の種類	保存期間
1	医療観察処遇事件	10年。ただし、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第42条第1項の決定をすることの申立てに係る処遇事件のうち、医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定又は入院によらない医療を受けさせる旨の決定がされた処遇事件については、上記期間満了時に、対象者についての同法による医療の終了の日（同法による医療を終了する旨の決定がされる場合にあつては、当該決定の確定の日）から3年を経過していないときは、当該日から3年を経過するまでの期間
2	法廷等の秩序維持に関する法律違反事件	5年
3	医療観察雑事件	3年

※ 刑事訴訟事件記録は裁判所では保存していません。